令和6年度

須賀川市認可保育施設 入所(園)のご案内

~ もくじ~

- ●保育所とは ····· p.1
 - ◎保育所に入所できる児童
 - ◎利用可能施設の選び方
- ●認定と保育時間について…… p.2
- ●令和6年度(令和6年4月1日入所)の申し込み手続きについて…… p.2
 - ◎申込期間・申込先・必要書類について
 - ◎留意事項……p. 3
 - ◎申し込みから決定までの流れ……p. 4
 - ◎市外の保育施設の利用(広域入所)を希望する場合……p.5
- ●年度途中の入所申し込みについて …… p.6
- ●保育料について …… p.6
- ●給食について …… p.7
- ●授業料・保育料などの無償化について …… p.7
- ●保育施設利用にあたってのお願い …… p.8
 - ◎転出した場合
 - ◎家庭内保育のご協力について
- ●問い合わせ先について …… p.8
- ●市内保育施設一覧 ····· p. 9









須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

●保育所とは

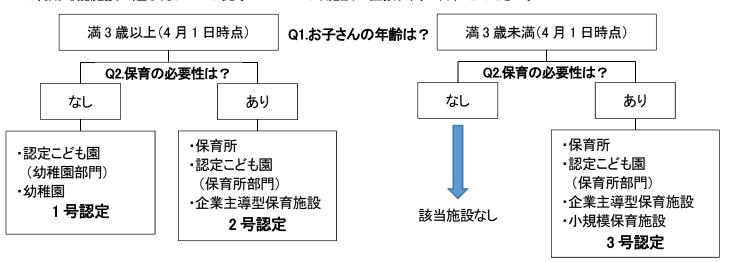
保育の必要性がある乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

<保育所に入所できる児童>

須賀川市に住民登録があり居住している児童で、保育の必要性(※1)の認定を受けている児童

心身に障がいがある場合や発達に不安がある場合、食物アレルギーなどがある場合は、受け入れ態勢を考慮する必要がありますので、必ず申込時にお申し出ください。

<利用可能施設の選び方> ※見学については、施設へ直接お問い合わせください。



※1 保育の必要性とは

保育所への入所を希望する場合、保護者が入所する月の初日時点で次のいずれかに該当していることが要件となります。また、保育の必要性の種類によって、保育実施期間が異なります。

保育の必要性	保育時間(※2)	保育実施期間	提出書類
			就労証明書(発行から3か月以内)
就労(育休含む)	就労時間に	雇用の定めによる	※育休の場合は終了予定期間が記載されているもの
(※3)	よる	作用のためによる	※農業従事者は就労証明書のほかに耕作証明書(市農
			業委員会発行)も必要
妊娠・出産(※4)	標準時間	出産予定日の2か月前から	 母子手帳のコピー(表紙と予定日がわかるページ)
妊娠・山连(水4)	(宗华)时间	出産後2か月まで	母子子帳のコピー(衣紙と)/足口が行がるパーク)
保護者の疾病等	標準時間	疾病等が回復するまで	診断書(6か月以内)、障害者手帳等のコピー
	介護・看護をしている病人が 標準時間		被介護者の診断書(6 か月以内)、障害者手帳また
月 设 有 设	(宗华)时间	回復するまで	は介護保険被保険者証などのコピー
求職活動(※5)	短時間	2 か月間	ハローワーク受付票などのコピー
災害	標準時間	災害の復旧に必要な期間	被災証明書、修繕期間がわかる見積書などのコピー
	その他の理由		その他の理由による
その他	に応じて決定	その他の理由に応じて決定	(例)訓練受講決定通知書のコピー(職業訓練)
			在学証明書(就学) など

- ※2 保育時間が標準時間の認定の場合、希望により短時間に変更できます。
- ※3 就労の場合、月48時間以上の就労時間が必要となります。
- ※4 妊娠出産の場合、出産後2か月までが保育実施期間となるため、その後は退園となります。
- ※5 求職活動の場合、入所後 2 か月以内に就労し、就労証明書を提出すると、保育の必要性が「就労」となり、継続して利用することができます。 **就労とならない場合は退園となります**。

●認定と保育時間について

認定:保育の必要性の有無や年齢によって認定されます。受けた認定により利用できる施設や保育時間が異なります。 保育時間は、当該月の1日時点の状況で認定されます。ただし、育児休業からの復職の場合は、復職日が入所月 の2日以降であっても、復職後の就労時間により保育時間が決められます。

お子さんの満年齢(4月1日時点)	保育の必要性なし	保育の必要性あり
満3歳未満(0~2歳)		3 号認定
満3歳以上(3~5歳)	1 号認定	2 号認定

保育時間(2・3 号認定):保護者の就労等の状況に応じて2つの区分に分かれます(勤務時間帯によって変更あり)。

11 時間/日
11
8 時間/日間
D

[◎]利用時間を超えて施設を利用する延長保育については、施設によって時間・料金が異なりますので、各施設へ直接お問い合わせください。

令和6年度(令和6年4月1日入所)保育施設利用申し込み手続きについて

【申込期間】令和5年10月2日(月)~10月31日(火) ※土・日・祝日を除く 【申込先及び提出書類】

(1)新規・転園の申込(転園の場合、転園ができない場合でも以前の保育施設の継続利用はできません)

	施設別申込先								
施設種別	年 據令 (令和 6 年 4 月 1 日時点)	申込先	必要書類						
市立認定こども園									
私立認定こども園									
すぎのここども園									
・りのひら			①教育・保育給付認定申請書(1枚/人)						
オリーブの木	3歳以上	A7 14=0	②入所申込書兼保育児童台帳(1 枚/人)						
くるみの木		各施設	③家庭状況調査書(1枚/人)						
・天泉こども園			④保育の必要性を証明する書類 ※1,2						
・(仮称)仁井田の杜			※認定こども園の幼稚園部門 (1 号認定) への入園						
わかばこども園			を希望する場合は④の提出は不要です。 						
小規模保育施設	0~2 歳								
上記以外の場合	0~5 歳	こども課							

- ※1 2人目以降の申し込みを同時に行う場合は、④をご自身でコピーのうえ、提出ください。
- ※2 保育の必要性を証明する書類は、保護者分各 1 枚必要となります。なお、70 歳未満の同居する祖父母がいる場合は、祖父母分も必要となります(別世帯であっても同住所であれば必要)。

離婚協議中の場合は、協議中であることを証明する公的証明書が必要です。

②継続利用の申込

施設別申込先							
施設種別	年齢 (令和6年4月1日時点)	申込先	必要書類				
市立保育所 市立認定こども園 私立保育園 私立認定こども園 小規模保育施設	0~5 歳 ※小規模は 0~2 歳	各施設	①教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届(1枚/人) ②入所申込書兼保育児童台帳(1枚/人) ③家庭状況調査書(1枚/人)※1 ④保育の必要性を証明する書類 ※1,2 ※認定こども園の幼稚園部門(1号認定)の方は ④の提出は不要です。				
市外の認可保育施設	0~5 歳	こども課	①教育・保育給付認定申請書(1枚/人) ②入所申込書兼保育児童台帳(1枚/人) ③家庭状況調査書(1枚/人)※1 ④保育の必要性を証明する書類 ※1,2 ※認定こども園の幼稚園部門(1号認定)の方は ④の提出は不要です。				

- ※1 2人目以降の申し込みを同時に行う場合は、④をご自身でコピーのうえ、提出ください。
- ※2 保育の必要性を証明する書類は、保護者分各 1 枚必要となります。なお、70 歳未満の同居する祖父母がいる場合は、祖父母分も必要となります(別世帯であっても同住所であれば必要)。

離婚協議中の場合は、協議中であることを証明する公的証明書が必要です。

※ 留意事項 ※

<育休からの復職により入所を希望する場合>

入所日は復職予定月の1日からとなり、入所月の月末までに復職することが条件となります。

例:6月10日復職予定⇒申し込みできるのは6月1日入所から

入所決定後に育休期間を延長した場合は、決定の取り消しや退園となることがあります。

※特に月初日に復職する方は、入所承諾書が届いてからの復職日の延長は決定の取り消しとなることがあります。

く慣らし保育について>

慣らし保育とは、お子さんが新しい環境に慣れるために、一定の準備期間を通して少しずつ保育施設に通うことです。 なお、時間や期間については、施設で異なるため、各施設へお問い合わせください。

※開始日は、入所月の1日からとなります。入所前に利用することはできません。

<認定の変更について>

保育の必要性や勤務時間に変更がある場合や、以下の項目に該当する場合は、<u>認定変更申請書(第 4 号様式)の提出が必要です。</u>なお、**月途中の保育時間の変更はできないため、変更の手続きが前月 20 日までに行われない 場合は、翌月以降も前月と同じ保育時間となります**ので、利用している保育施設又はこども課へ、認定変更申請書を早めに提出してください。

口作融	口针坐	口仕車を投めた	口触提が亦わった	口家佐構成が変わった	口住正が亦わった	ナンド
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 11 1 11 22 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			+ / / // // // -	/1/

入所申込書配布開始 令和5年9月25日(月)

【配布場所】こども課・各保育所(園)・こども園



入所申込受付期間 令和5年10月2日(月)~10月31日(火) ※±·日·祝日を除く

- ◎期間内に提出がない場合、優先順位が低くなります。期限は厳守ください。
- ◎書類に不備・不足があった際は受付できませんので、提出前に必ず書類をご確認ください。
- ◎継続申し込みをしながら転園の申し込みをすることはできません。
- ◎現在育休中で、新年度入所申し込みが可能な方は、復職日が令和6年4月30日までの方のみです (令和6年5月1日以降に復職予定の方は、年度途中の入所申し込みとなります)。



こども課での審査

※保育の必要性を点数化し、点数の高い方から優先に入所する施設を調整します。申し込み順ではありません。



入所できる場合

入所(園)決定通知書発送 ^{令和6年2月上旬}



各保育所(園)・こども園での説明会



入所(園) 令和6年4月1日 ※入園式の日にちに関わらず1日から利用可能



保育料決定通知書発送 令和6年4月上旬 ※入所した施設を通して配布



入所できない場合

入所(園)保留通知書発送

令和6年2月上旬

- ・申込書等に記入いただいた希望施設すべてに入所する意思があるとして審査を行います。
- ・希望施設の入所を辞退した場合は、保留通知書を発送できません。
- ・調整の状況によっては、希望していない施設へ案内 する場合があります。
- ・入所決定した保育施設の入所を辞退した場合は、5月以降での再審査となります。



! 必ず連絡をお願いします!

◎申し込み内容に変更があった場合や入所申し込みを取り下げる場合(例)就職が決まった、仕事を辞めた、職場が変わった、就労時間が変わった家族構成に変更があった、住所が変わった など

令和 5 年 12 月 28 日(木)までに 速やかにこども課 保育幼稚園係 (88-8124)までご連絡ください。

- ◎入所決定後に入所を取りやめる場合
- ※申し込み内容の変更については、保育料や保育時間にも影響しますので、必ずご連絡をお願いします。

●市外の保育施設の利用(広域入所)を希望する場合について

市内在住で、①保護者の勤務地が市外 ②妊娠・出産、疾病、介護などの理由がある場合 は、市外認可保育施設の利用を希望することができます。希望する場合は、須賀川市にお申し込みください。自治体間での入所調整を行うため、審査結果が出るまでに時間がかかることから、期限にかかわらず、早めの申し込みをお願いします。

なお、第 1~第 3 希望までのいずれかに、市外の保育施設を希望する場合は、希望順にかかわらず、市外の保育施設の審査結果が判明した後で、市内保育施設の入所調整を行います。

<申し込みから決定までの流れについて(広域入所の場合)>

入所申込書配布開始 令和5年9月25日(月)

【配布場所】こども課・各保育所(園)・こども園



入所申込受付期間 令和5年10月2日(月)~10月31日(火) ※土・日・祝日を除く ※申込先はこども課です。



入所を希望する保育施設の所在市町村との協議



協議結果の連絡

- ※協議の結果が分かり次第、電話にて随時ご連絡します。
- ※協議にかかる期間は市町村により異なります。



こども課での審査(二次) 令和6年3月上旬

入所できる場合



入所(園)決定通知書発送 令和6年3月中旬



入所(園) 令和6年4月1日 ※説明会等の詳細については、施設に 直接お問い合わせください。 入所できない場合



入所(園)保留通知書発送 令和6年3月中旬

協議の結果、市外の認可保育施設への入所 (園)が保留となった方で、市内の認可保育 所への入所をあわせて希望している場合は、 協議結果の時期にかかわらず、市内保育施設 でのみ申し込みしている方の審査終了後に、 審査を行うこととなります。

- ◎市外にお住まいの方が、須賀川市の認可保育施設への入所を希望する場合は、現在お住まいの市町村へ申し込みを行ってください。
- ◎須賀川市へ転入予定の方が、転入前に市内の認可保育施設への入所を希望する場合は、誓約書の提出が必要となります。詳しくはこども課へお問い合わせください。

●年度途中の入所申し込みについて

年度途中に入所を希望する場合は、入所希望月の 2 か月前の 10 日までにお申し込みください。10 日を過ぎた場合は、3 か月後の月からの入所申し込みとなります。なお、入所決定後の施設利用は入所月の 1 日からとなります。

(例)10月1日入所希望の場合⇒8月10日までに申し込み

8月11日以降の申し込みは11月1日入所(最短)

◎入所の可否については、入所希望月の前月中旬にご連絡いたします。

●保育料について

保育料は、お子さんの年齢(4月1日時点)及び保護者(父母など)の住民税額(税額控除前所得割額)により決定します。ただし、家計の中心となる方が保護者以外の場合は、その方の税額も加算されます。

<令和6年度の保育料の算定方法>

4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
令和	5 年度の	D住民税額	額に基づ	〈保育料		令和 6	年度の住	民税額に基	基づく保育	育料	

令和5年度の住民税額・・・令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入で算定令和6年度の住民税額・・・令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入で算定

<保育料の決定にあたって>

- ◎住民税は1月1日時点で住民登録がある市町村で課税されます。令和5年1月2日以降に転入された方の税情報については、マイナンバーによる自治体間情報連携により取得し、保育料を算定します。
- ◎自治体間情報連携により税情報が取得できなかった場合、令和5年度の課税証明書(令和5年1月1日時点でお住いの市町村で発行)の提出をお願いすることがあります。
- ◎未申告などにより、住民税が確定していない場合は、前年度の住民税の額を参考に、暫定的に保育料を決定します。申告が終了しましたら、こども課へご連絡をお願いします。
- ◎ひとり親家庭や在宅障がい児(者)がいる世帯については、保育料が軽減されることがあります。
- ◎入所中に、保護者の婚姻や離婚、祖父母との同居・別居などにより、世帯状況が変わった場合、保育料が変更となることがありますので、必ずこども課へご連絡をお願いします。
- ◎同じ世帯から2人以上が保育施設に入所し、2人目以降の児童が<u>市内の認可保育施設</u>に入所される場合は、保育料の 減免対象となる場合がありますので、申請書に必ずきょうだいの情報を記入してください。

児童の区分	保育料の額
1 人目	全 額
2 人目	半 額
3 人目以降	無料



- ◎保育料は口座振替となりますので、入所決定後、速やかに口座振替申請をお願いします。
- ◎住民税の額に変更があった場合、変更時点までさかのぼって保育料を更正します。場合により、保育料を追加徴収することがありますので、ご了承ください。
- ◎長期で欠席された場合であっても、保育料は減額・返還はしません(国制度に基づく自治体要請による休園措置等を除く)。
- ◎納期限までに保育料が納付されない場合、
 督促状などの発送
 のほか、法律に基づき
 児童手当からの「特別徴収」や
 滞納処分を行うことがあります。

●給食について

市内すべての認可保育所(園)・こども園は、完全給食となっています(一部を除く)。

◎市立保育所・こども園の場合

年齢(4月1日時点)	区分	給食の種類	
0 歳児	3号	離乳食	
1-2 歳児	্ ১ <i>দ</i>	中	主食と副食、おやつ(午前・午後)
3-4-5 歳児	1•2号	完全給食	主食と副食、おやつ(午後のみ)

[※]主食:ごはん、副食:おかず・牛乳など

須賀川市独自で給食費を無償化しています(上限額あり)

市内在住で保育施設を利用している3歳から5歳児(4月1日時点)の給食費を無償化しています(居住の実態が市外にある場合を除く)。

施設の種類	給付・免除の上限額	手続き方法
保育所(園) (認可外を含む) 認定こども園 事業所内保育施設	月額 5,500 円 (主食費 800 円、副食費 4,700 円)	利用施設により申請・請求方法が異なりますので、施設にご確認ください
幼稚園	月額 8,000 円	

[※]年度途中で満3歳となる児童は、給食費無償化の対象とはなりません。

●授業料・保育料などの無償化について

令和元年 10 月より 3 歳から 5 歳児(4 月 1 日時点)の保育料などが無償化されました(一部上限あり)。無償化の対象となるためには、利用する保育施設により、認定を受ける手続きが別途必要となる場合があります。

なお、保護者会費やアルバム代、教材費、延長保育料などは無償化の対象には含まれません。

≠u co t⁄c ≑n.	以 备旧辛	保育の	必要な	無償ルの L四気(ロ)	入所申込以外の
利用施設	対象児童	必要性	給付認定	無償化の上限額(月) 	手続き
新制度幼稚園及び認		なし	1 号 認定	全額無償化	不要
新制度功権國及び認 定こども園(幼稚園部 門)		あり	1号+ 新2号	授業料:全額無償化 預かり保育料:11,300円	必要 ※預かり保育料の無償化 を希望する場合のみ
	3~5 歳	なし	新1号	授業料:25,700円	
新制度未移行幼稚園			新 2 号	授業料:25,700円 預かり保育料:11,300円	必要
認可外保育施設 (事業所内保育施設含む)		あり	新 2 号	保育料:37,000 円	
認可保育所及び認定 こども園(保育部門)			2号	全額無償化	不要

[※]非課税世帯で保育の必要性のある0~2歳児も無償化の対象となります。

[※]食物アレルギーがある場合は、事前に施設へご相談ください。

[※]無償化の上限額(月)を超過した分については、保護者負担となります。

保育施設の利用にあたってのお願い

- ◎市外へ転出した場合、転出した月の月末付けで退園となります。転出後も引き続き現在の保育施設の利用を希望する場合は、転出先の市町村に入所申し込みをする必要がありますので、早めに申し込みをお願いします。 なお、市内の保育施設は市民が優先となりますので、施設の継続利用は確約できません。
- ◎保育施設は、就労などで家庭での保育が難しいお子さんを保護者に代わって保育する場所です。ご両親のどちらかがお休みの日や家庭で保育が可能な日は、家庭内保育のご協力をお願いします。
 - ⇒認定された保育必要量をフルに利用できるわけではありません。保育施設は、原則として**認定された事由(就) 労、求職活動など)以外では利用できません**。認定された事由以外で保育施設の利用を希望する際は、事前に施設へご相談ください。
 - (例)認定事由が就労の場合・・・利用時間の原則は「就労時間+通勤時間」

0~2歳のお子さんは、親子のふれあいや家庭での生活を通じて心や情緒が安定し、興味や関心が深まります。 お仕事などがお休みの日は、可能な限り親子で過ごす時間を大切にしましょう。

保育に関する費用の大部分は、皆さんの税金により賄われています。各ご家庭で事情があるかと思いますが、保育施設の安定的な運営と保育の質の向上・充実のため、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

●問い合わせ先● 須賀川市教育委員会事務局こども課保育幼稚園係 ☎0248-88-8124

※入所申し込みや制度の詳細など、よくある質問については 市 HP にも掲載してあります。



※保育の内容などについては各施設へ直接お問い合わせください。



- ◎提出していただいた個人情報については、利用目的の範囲内でのみ使用し、関係法令を遵守して厳正に取り扱っています。
- ◎お子さんの適切な発達支援のため、提出いただいた内容を関係機関や入所施設へ情報提供させていただく場合があります。
- ◎お子さんの継続的な発達支援のために、乳幼児健診等の受診結果などを照会したり、保育施設での生活状況等の情報を学校等へ提供したりする場合があります。



